

ID: 1726

担当部署: こどもみらい課

|   |                             |                |       |
|---|-----------------------------|----------------|-------|
| <b>処分の概要</b>  | 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に対する改善命令 |                |       |
| <b>法令名<br/>根拠条項</b>   | 児童福祉法 第34条の17第3項            |                |       |
| <b>法令番号</b>   | 昭和22年法律第164号                |                |       |
| <b>【基準】</b>   |                             |                |       |
| 法第34条の17第3項の規定による。  |                             |                |       |
| 第34条の17   |                             |                |       |
| 3 市町村長は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業が前条第1項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を勧告し、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行う者がその勧告に従わず、かつ、当該家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を継続させることが児童福祉に有害であると認められるときは、必要な改善を命ずることができる。 |                             |                |       |
| <b>備考</b>   |                             |                |       |
| <b>設定年月日</b>  | 令和7年4月1日                    | <b>最終変更年月日</b> | 年 月 日 |